

第 1 1 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 4 年 2 月 1 0 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 3 年度第 1 1 回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

- 議案第 3 6 号 非農地証明について (1 件)
報告第 3 2 号 専決処分について 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について (1 件)
報告第 3 3 号 専決処分について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出書 (合意解約) について (1 件)
報告第 3 4 号 専決処分について 現況証明について (1 件)
その他 1 那珂川市人・農地プラン検討委員会の委員の推薦について (依頼)
その他 2 利用権設定申出書の様式変更について

〈農業委員〉 … 7 人

〈事務局〉 … 2 人

開会 (午前 9 時 3 0 分)

議 長	ただいまから令和 3 年度第 1 1 回農業委員会を開会します。 今回の委員会につきましては、新型コロナウイルスの感染者数が増加している状況を踏まえ、農業委員のみの招集としました。 議事録署名人の指名を行います。7 番委員、2 番委員を指名いたします。 委員会内で発言する際は挙手をし、私に指名されてから発言をお願いします。議事に入ります。 議案第 3 6 号 「非農地証明について」 番号 1 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 3 6 号 「非農地証明について」 番号 1 を説明した。
議 長	担当は私になりますので、意見を述べます。 現地を確認したところ、特に問題はありませんでした。

	各委員からの質問等を求めます。
委員	7ページの上申書ですが、20年以上前から田ではなかった土地ということであれば、その時点から固定資産税等、市のほうから、そういったことに関しての認定はあったということでしょうか。
事務局	課税については、情報共有はしています。現況で課税しているので、税務課の職員が見回って課税するという形になっています。今の状態で20年前から非農地の状態であったとしても、必ずしも課税も20年前から雑種地でされているとは限りません。ここで非農地判断が出ますと、それは必ず課税地目は変わる形にはなります。
委員	ということは、20年遡って課税の対象になるのですか。
事務局	課税について、遡って行われているかどうかについては、こちらではちょっと分かりかねます。
議長	他の委員の質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理を終わっている内容ですので、簡単に説明させます。
事務局	報告第32号 番号1 「専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 報告第33号 番号1

	<p>「専決処分について 農地法第18条第6項の規定による届出について」 報告題34号 番号1 「専決処分について 現況証明について」 を説明した。</p>
議 長	<p>次に、その他、「那珂川市人・農地プラン検討委員会の委員の推薦について」 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「那珂川市人・農地プラン検討委員会の委員の推薦について」の依頼です。 次期委員の推薦をお願いするもので、賛同いただければ、 ●委員をお願いしたいと思っています。</p>
議 長	<p>事務局からの説明で●委員をお願いしたいということですが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい、お受けいたします。</p>
議 長	<p>賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により承認されました。 次に、その他2 「利用権設定申出書の様式変更について」 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他2 「利用権設定申出書の様式変更について」 を説明した。</p>
議 長	<p>本日の議案は終了し第11回農業委員会は閉会した。</p>
	<p>9時 45分閉会</p>